

令和8年度ことも風(1号認定)新規入所のしおり(鯖江市)

こども園について

○幼稚園

幼稚園は、小学校や中学校、高校、大学などと同じように、学校教育法に定められた「学校」です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的(学校教育法第22条)」としています。

○認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設です。

利用申込のできる方 (1~2に該当する方)

- ① 令和8年度に入所を希望する市内在住の3~5歳児
- ② 他園から転園を希望する市内在住の3~5歳児
- ※市外在住の児童でも、鯖江市へ転入(予定)される場合は、申込いただけます。
- ※令和8年の入園希望日以降も市外在住の児童は、住民票のある市役所窓口へお問い合わせ下さい。

利用申込について

- ◆提出場所 第1希望のこども園へ提出

※ただし、市外幼稚園・こども園希望の方は、鯖江市 保育・幼児教育課へ提出

◆提出書類 下記のとおり

提出物		対象	備考
A	利用申込書 (教育·保育給付認定申請書兼保育所等 利用申込書)	全員	裏面の同意事項をご理解の上、ご提出ください。 (児童1名につき1枚提出)
В	同意書	全員	記載内容についてご理解の上、ご提出ください。
С	子どものための教育・保育給付認 定に係る個人番号届出書	該当者 のみ	R7.1.1 時点で市外に住民登録があった方のみご提出 ください。

※令和7年1月1日時点で鯖江市外在住だった方へ

別途、「令和7年度市民税県民税所得・課税証明書(以下「課税証明書」という)」の提出をお願いする場合があります。(マイナンバー制度の情報連携の本格運用により、保育料算定に係る課税証明書の提出が省略できることとなりました。原則、マイナンバーを提出していただいた方については、課税証明書の提出は不要ですが、状況によっては、課税証明書、その他必要書類の依頼をさせていただくことがあります。)

市外への転出を予定されている方へ

ご連絡がないまま住民票を他市町に移されて、転出先自治体の保育所管部署から苦情を受けるケースが増えています。

本市に住民票がない方による本市の保育施設の利用は「広域入所」といい、<u>同じ保育施設を</u>継続してご利用いただく場合であっても、事前に転出予定先の自治体で「広域入所」のお手続きが必要になります。

市外に転出される場合には、住民票を移される前に必ず保育・幼児教育課までご連絡いただくとともに、転出予定先の自治体でお手続きいただきますようお願い致します。

【発行・ご連絡先】鯖江市役所 2 階 保育・幼児教育課 TEL 0778-53-2225 (直通)